

平成26年9月4日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日時	平成26年9月4日(木) 午後3時00分
場所	教育委員会室
開会	午後3時00分
閉会	午後3時49分
出席委員	
委員 長	横井利男
委員	雁部隆治
委員	阿部博道
委員	坂根慶子
教育長	横山信雄
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	石井秀和
教育委員会事務局参事 (すみだ教育研究所長事務取扱)	佐久間之
庶務課長	岩佐一郎
学務課長	齋藤好正
指導室長	月田行俊
生涯学習課長	前田泰伯
スポーツ振興課長	佐久間英樹
ひきふね図書館長	倉松邦多

2 会議の概要

横井委員長 ただ今から教育委員会を開催します。本日の会議録署名人は雁部委員にお願いいたします。

報告事項第1

「いじめ防止対策推進法への対応について」、資料1のとおり庶務課長が説明する。

横井委員長 何かご質問はございませんか。

阿部委員 パブリック・コメントの実施期間が10月からということですが、私どもが意見を述べ

る期間はいつぐらいまでですか。

庶務課長 大体パブリック・コメントと同等の期間でご意見をいただければと思います。

阿部委員 はい、わかりました。

坂根委員 区の組織体制において機関名が記載されていますが、「墨田区いじめ問題対策推進協議会」、「墨田区教育委員会いじめ問題対策委員会」、「墨田区いじめ問題調査委員会」は仮の名称ですか。

庶務課長 あくまで仮の名称です。

坂根委員 非常に名称が似通っていて混同してしまいますので、わかりやすい表現をお願いしたいです。

庶務課長 はい。

雁部委員 墨田区いじめ問題調査委員会は区長の附属機関ということですが、委員の構成は決まっているのですか。

庶務課長 一例挙げますと、学識経験者等が委員となりますが、そのことについては区長部局において決めることになるかと思えます。

雁部委員 いじめ問題対策委員会についても、同様な構成になるのですか。同一人物が兼ねる場合はないのですか。

庶務課長 同一人物が兼ねることは望ましくないと考えられます。国の通知等によると、区長の附属期間「墨田区いじめ問題調査委員会」の構成メンバーは、学識経験者、弁護士、医師、人権擁護委員等です。横浜市はそのような構成メンバーです。あとは、心理や福祉の専門家の方々も考えられます。一方、教育委員会の附属機関「墨田区教育委員会いじめ問題対策委員会」は、学識経験者、精神科医、主任児童委員、弁護士、人権擁護委員、臨床心理士等の専門家の方々を考えられます。ポストとしては、重複する場合はございますが、同一人物であることは望ましくないと認識しております。

雁部委員 先ほどの坂根委員のご発言のとおり、機関名をもう少しわかりやすくしていただきますよう、よろしくをお願いします。

庶務課長 はい、わかりました。条例案の議会提案権は区長にございますが、教育委員やパブリック・コメントの意見も踏まえ、調整していきます。

横井委員長 他にご質問はございませんか。

阿部委員 一点だけ確認します。重大事態発生時において、場合によっては教育委員会も当事者になりうる余地があります。その場合、全く教育委員会と関係のない第三者機関を設置することは可能ですか。

庶務課長 はい。一つは、人権擁護委員制度にそのような機関があると聞いております。法務省の人権擁護機関による調査及び救済措置並びに人権調整専門委員制度による当事者間の調整という制度がございまして、こういった既存の制度を活用することで調停機能を果たすことも可能ではないかと考えております。あと、学校との遣り取りがうまくいかない場合においては、教育委員会が調停的な機能を果たすことは仕組みの中で可能であると考えています。その他に、区長部局に通報、相談等が入った場合においては、重大事態発生の有無に関わらず、区長の報告・協議の要求をできる仕組みとし、その中に調停機能を盛り込みたいと考えております。

阿部委員 はい、わかりました。

雁部委員 いじめ防止プログラムにおいて色々な取組がありますが、基本的な対策については全校統一的に行うことで良いのですが、状況に応じた具体的な取組についての情報提供は必要だと思います。そういった講義・講演を受講する機会はあるのですか。

指導室長 いじめ防止プログラムのフェーズ（未然防止）に「教員の指導力向上と組織的対応」の取組が、教員に研修を受けてもらう内容となっています。したがって、そこで具体的な対応について共通認識を持ってもらうことになるかと考えております。

坂根委員 プログラムのフェーズ（未然防止）の「いじめを防止し、見て見ぬふりをしないための取組」について、具体的にどのような取組みですか。

指導室長 ここではポイントを示してありますので、今後具体的にどのような取組みをしていくかを整理して、改めてご提示させていただきます。要は、このようなことが要素として盛り込まれていると、ご理解いただければと思います。

坂根委員 この部分に限って、概念的な表現で違和感がありましたので、具体的な取組について質問したのですが、いかがでしょうか。

指導室長 子供たちの自己肯定感を育むこと、教材等を活用した直接的な指導等が全て盛り込まれています。

庶務課長 基本方針とプログラムについては、これから具体的に作成する作業に入ります。したがって、ある程度まとまった段階で、改めて教育委員会にお諮りします。

坂根委員 はい、わかりました。

報告事項第2

「児童・生徒に関する事故等について」、資料2のとおり指導室長が説明する。

横井委員長 何かご質問はございませんか。

坂根委員 下校後というのはどこまでの範囲が含まれているのですか。定義している規定はあるのですか。

指導室長 基本的に管理外も含まれています。

坂根委員 学校の校門を出てから、夜中まで全部入るのですね。

指導室長 はい。

横井委員長 いじめによる事故の件数のうち、いじめ防止対策推進法でいう重大事態は何件くらいあるのですか。

指導室長 いじめがきっかけで不登校になった場合は、30日を超えると重篤という扱いになるので、重大事態に該当する可能性があります。

横井委員長 はい、わかりました。それでは出来るだけ事故のないよう、指導をよろしくお願いいたします。

報告事項第3・4

「緊急用船着場整備工事に伴う鐘淵球技場及び鐘淵野球場利用休止の告示について」及び「荒川河川敷運動場移転工事について」資料3及び4のとおりスポーツ振興課長が説明する。

横井委員長 何かご質問ございますか。

雁部委員 木下川から下流は代替地としてありますが、荒川の球技場と野球場については、代替地

はないということですか。

スポーツ振興課長 今のところ工事期間中の代替地はないという状況です。サッカー場は完全に使用不可という状態になります。野球場は、区内にいくつか野球場がありますし、三郷市に野球場を借り上げていますので、代替地としてはいくつかございます。ただ、実際に利用するかどうかについては、利用者にお任せしたいと思っております。

雁部委員 あともう一つ質問します。第2期工事におけるトイレの設置については、簡易トイレなのか、ちゃんとしたトイレなのかどちらですか。

スポーツ振興課長 仮設のトイレになります。荒川で洪水が発生すると想定した段階で、全ての付帯設備を撤去する必要があります。常設のトイレの場合は、撤去することが難しく、洪水発生時にそれが一緒に流されると大変危険な状況になります。比較的簡易に解体できる設備を整えた上で、洪水が発生すると想定される場合には、それら全てをトラックに積んで荒川河川敷外に運ぶことになります。

雁部委員 以前は荒川区側は綺麗で、墨田区側は汚いと子供たちの批判があったんですが、最近は綺麗になったのでいいと思います。しかし、女性も利用するので、あまりみすぼらしい状態は避けてほしいと思います。簡易トイレにしても、最低限綺麗に使用できるよう設置してもらいたいと思います。

スポーツ振興課長 ご指摘のとおり女性も使いやすいトイレは、私どもとしても大事だと思っておりますので、出来る限りの対応をしていきたいと考えています。

横井委員長 可能な範囲でご対応よろしくをお願いします。

報告事項第5

「平成26年度図書館・図書室の蔵書点検に伴う休館について」、資料5のとおりひきふね図書館長が説明する。

横井委員長 何かご質問はございませんか。

雁部委員 返却については、休館期間後ということですか。

ひきふね図書館長 はい、そうです。

その他

・区立中学校生徒にかかる重大事象について

指導室長 区立中学校生徒にかかる重大事象について、ご報告いたします。事実については、報道されている事以外には分かっておりません。学校においては、生徒、学校運営連絡協議会のメンバー、PTA役員への説明は終了しています。今後は、ご遺族の意向を十分に尊重するとともに生徒の心のケアを第一に考え、教育委員会事務局職員を派遣したり、東京都教育委員会と連携し、スクールカウンセラーを増員等を行うことで、生徒の心のケアを徹底していきたいと考えています。

横井委員長 報告承りました。適切に対応するようよろしくお願いします。

以上で、教育委員会を終了いたします。